

一般社団法人群馬県配合飼料価格安定基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）という。

(事務所)

第2条 基金協会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 基金協会は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、国、県及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策等畜産の振興に関する事業等を実施することにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって県民への畜産物の安定供給と価格安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 基金協会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料価格差補てん制度に係る契約の締結、積立金の徴収、補てん金の交付等に関する事業
- (2) 畜産経営の環境整備、生産及び流通に関する施設の改善合理化のための必要な機械・施設の整備に関する事業
- (3) 国、県及び関係団体等が行う畜産振興に関する事業
- (4) 前各号の事業に付帯する事業
- (5) その他前条の基金協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、群馬県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 基金協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は、基金協会の事業に賛同して加入した個人又は団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 群馬県内において畜産業を営む畜産経営者が組織する飼料荷受組合
- (2) 配合飼料製造業者
- (3) 配合飼料の販売を行う者
- (4) 群馬県内において畜産業を営む畜産経営者

- (5) 群馬県内における畜産団体
- (6) その他基金協会が適当と認める者

3 賛助会員は、基金協会の事業に賛同し、基金協会の事業を賛助するため、加入した個人又は団体とする。

4 第1項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 基金協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 基金協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額の入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の会費等の支払いについて相殺をもって、基金協会に対抗することはできない。

3 既納の会費等は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

（届 出）

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を基金協会に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失ったとき

(2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき

(3) 定款又は規約に変更があったとき

(4) 代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、かつ、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 基金協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 基金協会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 第5条第2項1号から4号までの者でなくなったとき

2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、基金協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 基金協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。但し、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 基金協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、基金協会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、基金協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等規程により、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 基金協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 基金協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 業務の執行

(業務方法書)

第34条 基金協会は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 配合飼料の価格差補てん事業に関する事項
- (2) その他業務の運営に関する重要事項

2 業務方法書の作成及び変更については、理事会の決議を経て行うものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 基金協会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費等
- (2) 寄付金
- (3) 負担金、助成金及び交付金
- (4) 財産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(事業年度)

第36条 基金協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 基金協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 基金協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告の書類を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 基金協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の配分)

第41条 基金協会は、剰余金の配分を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 基金協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の目的を有する公益社団法人及び公益財団法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 基金協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の決議を経て、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 基金協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第12章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、基金協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、曾我 孝之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 この定款の変更前の定款（以下「旧定款」という。）第9条の規定により納入された出資金は、この定款の施行の日に、寄付された寄付金とみなす。
- 5 旧定款第7条の出資会員は、この定款の施行の日をもって定款第5条の正会員とみなす。旧定款第7条の賛助会員についても、この定款の施行の日をもって定款第5条の賛助会員とみなす。